平成２７年（フ）第５１６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘５丁目９番地の12
債務者　佐藤　暁文
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３２号
千葉県松戸市高塚新田586番地の70
債務者　小笠原　慎
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５２号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目29番31号（202号）　ＳＵＮ・エステートピア
債務者　平山　光徳
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２８号
青森市千富町２丁目10番17号　コーポオフク６号室
債務者　田中喜代治
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０８０号
名古屋市中村区上石川町１丁目50番地　ボーヌング上石川Ａ201号
破産者　花井　眞弓
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目10番27号　グリーンベルⅢ　Ａ棟103号室、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町長坂寺981番地の１長尾マンション２－Ｂ
破産者　内田　幸彦
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
仙台市泉区南光台７丁目３番26―201号、従前の住所仙台市青葉区小松島３丁目６番23―501号
破産者　平田　郁子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地４―505
破産者　安積　良一
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８５号
埼玉県入間市春日町１丁目７番19号　フォレストイン春日202
破産者　田村　幸子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２８５号
横浜市戸塚区影取町239番地１　グランドール影取210号
破産者　小松　英則
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９７号
神奈川県小田原市栢山3080番地　グランシャリオ108、前住所神奈川県相模原市南区磯部1226番地１
破産者　加藤真由美（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７号
石川県七尾市中島町深浦ヨ部43番地、住民票上の住所金沢市松村１丁目166番地　（シャルム入川・101号）
破産者　井戸　**徳**光
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３７１号
岐阜市津島町６丁目44番地２
破産者　中町　**徳**子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９７３号
名古屋市中川区荒中町45番地　市営一柳荘２棟706号
破産者　曽我　　章
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４３号
京都府木津川市南加茂台４丁目８番地10、前住所京都府木津川市加茂町北広１番地10　北団地202
破産者　松本　　剛
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４４号
京都府木津川市南加茂台４丁目８番地10、前住所京都府木津川市加茂町北広１番地10　北団地202
破産者　松本　節子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１７号
神戸市垂水区王居殿３丁目26番３―304号
破産者　田中　聡士
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部